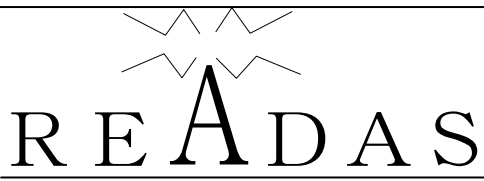


第 5804 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 9月27日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合

Q：中小企業者等が特定経営力向上設備等
を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別
控除の取扱いが明らかになったそうですが、
どのような内容ですか？

A：次のような内容になっています。

【解説】

平成29年度の税制改正において、中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の取扱いが新設されましたが、先ごろ、これを受けて法人税基本通達が発遣されました。

その内容は、次のとおりです。

- ① 中小企業者等であるかどうかの判定の時期
法人が、中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、特定経営力向上設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定することとしています。

- ② 圧縮記帳をした特定経営力向上設備等の取得価額

機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法人税法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うこととしています。

